



Title	Sociological Study of Juvenile Delinquency in Japan
Author(s)	鮎川, 潤
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/44440">https://hdl.handle.net/11094/44440</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	鮎川潤
博士の専攻分野の名称	博士（人間科学）
学位記番号	第 17443 号
学位授与年月日	平成 15 年 2 月 18 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	Sociological Study of Juvenile Delinquency in Japan (日本の少年非行の社会学的研究)
論文審査委員	(主査) 教授 山口 節郎 (副査) 教授 直井 優 教授 伊藤 公雄

### 論文内容の要旨

本論文「日本の少年非行の社会学的研究」は英語で記述されており、序論と 4 章から構成されている。序論は本論文の内容を要約して提示したものであり、第 1 章以下で主要な論述を行っている。

第 1 章では、少年非行を考察する前提として、日本における社会問題の社会学的研究をふりかえってその特徴について考察し、それがアメリカ合衆国を中心とする海外からの輸入学問的であったことを率直に認識する。その上でわが国の少年非行の経験的研究に移り、第 2 章では第 2 次世界大戦以降の日本の少年非行の推移について、特に 1980 年代の「第 3 のピーク」に注目して分析を行う。第 3 章では、わが国の少年非行に関してそれ以降の最も大きなできごとである 2000 年の少年法改正について、それがもたらされることになった社会的要因について考察を加える。さらに第 4 章では、現在の少年非行の特徴について考察し、情報化をはじめとする社会環境の変化のものと、少年非行の定義づけが変化しつつあることを考察したものである。

#### 序論

##### (Introduction)

序論では上記で述べたようなこの論文の各章の内容の要約と紹介がなされている。

#### 第 1 章 日本における社会問題の社会学

##### (The Sociology of Social Problems in Japan)

日本の少年非行を社会学的に考察する前提として、わが国における社会問題の社会学的研究を捉えなおす必要がある。わが国の社会学は、第 2 次世界大戦以前はドイツ社会学が主流であったが、戦後アメリカ合衆国の社会学が取り入れられて大きな影響を与えている。ただし、日本の社会学あるいは社会問題の社会学とアメリカ合衆国のそれとの主要な違いとして、前者にはマルクス主義の伝統が一つの潮流としてあったことがあげられる。この観点からは社会問題とは社会体制と労働の問題に集約される傾向があった。そのため、第 2 次世界大戦後以降にアメリカ合衆国から輸入された社会問題への社会学的アプローチは「社会病理学」と称された。ただしその内容は、実際には「社会解体論」としてスタートし、アノミー論、レイブリング・パースペクティヴ（ラベリング理論）などへと変遷した。これは、アメリカ社会学会におけるドミナント・セオリーの変遷に単に同調してきたといえなくもない。したがってわが

国の社会問題研究の尊重されるべき遺産としては、理論ではなく経験的研究であり、社会解体論や機能主義の観点から行われた実証的調査や研究こそがあげられるべきであろう。主要なフィールドを見るならば、日雇い労働者の居住地域であるドヤ街・寄せ場の経験的研究がその一例である。伝統的な差別の問題については解放的な観点からの研究も行われている。レイブリング・パースペクティブのわが国への紹介はアメリカ合衆国での流行よりも少し遅れて1970年代に行われたこともあり、それ以降、従来の観点からの研究に加えて、レイブリング・パースペクティブからの少年非行の研究が行われるようになった。その後、レイブリング・パースペクティブは社会構築主義へと変遷したが、理論の流行に押し流されてしまわない経験的研究こそがわが国では求められている。

## 第2章 「第2次世界大戦以降の日本における社会問題としての少年非行の社会的構築」

### (The Social Construction of Juvenile Delinquency as a Social Problem in Post World War II Japan)

本章は、わが国における第2次世界大戦以降の社会問題としての少年非行に関して、レイブリング・パースペクティブがより発展した形態である社会構築主義の観点を適用して経験的研究を行ったものである。特に1980年代の「戦後最悪」とされた第3のピークに焦点を当て考察し、統計の解釈と用いられるレトリックに着目して分析を行った。

社会問題とはいわゆる状態ではなく、ある申し立てられた状態に関する苦情やクレームを申し立てる個人や集団の活動であると社会構築主義は唱えた。その際に、アメリカ合衆国における草の根の社会運動をモデルとしていたとすることができる。しかしわが国の少年非行問題を考察するためには、社会的に正当性を付与された集団、すなわち特に社会統制機関を利害関係集団として分析対象にすることが重要であるとの着眼点に立ってこの章は書かれている。

戦後の少年法は1949年、GHQ指導の下で制定された。戦前とは異なり、18歳未満ではなく20歳未満が少年とされた。検察官は先議権を失い、新たに創設された家庭裁判所が中心的な機関となった。

少年非行の状態を示す代表的指標として刑法犯少年の検挙人員が用いられるが、そこには1952年、1965年、1983年の3つのピークが示されている。とりわけ第3のピークは過去2回を大きく上回る約26万人が記録されるものであった。少年非行の公式統計は、それが検挙人員ではなく実際に少年非行を行った少年の数を示していると一般に解釈される傾向が強い。しかし、万引、窃盗をはじめとする財産犯に膨大な「暗数」が存在しており、それらは警察の検挙補導活動に大きく依存している。公式統計に最大値が示されたことに加えて、「家庭内暴力」、「校内暴力」などの暴力非行が着目されたことから、戦後最悪として第3のピークは認識された。しかし実際には、暗数の少ない殺人をはじめとする凶悪犯罪は減少していた。また第2と第3のピークの間減少は、警察の捜査の重点がとりわけ大学生を中心とした政治運動や学生運動へシフトしたためだとこの分野に詳しい検察官も述べている。しかし、こうした指摘は注目を集めず、人々は少年非行の増加の原因を警察活動ではなく少年に帰属させる傾向が強く、それは社会統制機関によってマスメディアを通じて利用され、社会問題が構築されるのである。

日本弁護士連合会は、少年犯罪の冤罪事件に注目し、家庭裁判所の少年審判において適正手続が無視される傾向を指摘してきた。少年が非行事実を否認した場合に、裁判官が検察官的な役割をも果たすことになって冤罪の主張が容れられにくいことと、成人では再審請求が可能なのに対して、少年では保護処分が執行された後はその取り消しを上級審に提訴できないことなどをはじめとして、少年の権利が損なわれている点について改善を求めてきた。他方、戦後多くの既得権を失った検察庁は、第2のピークの直後に少年法改正の必要性を唱えた。そのほとんどの内容は実質的に認められることとなったが、唯一検察官の少年審判への参加が日弁連の反対で実現されないままであった。しかし、子どもの権利条約、北京ルールなどの国際準則の履行を求める少年の権利の主張は、検察庁の求める少年審判への検察官の参加と呼応しており、法務省と日弁連との収斂は十分に予想されえた。権利のレトリックが、ときとして社会統制機関の露払いの役割を果たしうることに留意される必要がある。

## 第3章 少年法改正をもたらした諸要因

### (Factors Leading to the Revision of the Juvenile Law in Japan)

2000年10月、国会で少年法改正が成立した。主要な改正点として、家庭裁判所の少年審判で刑事処分相当として成人と同じように裁くために検察官送致にする年齢が16歳以上から14歳以上へと引き下げられたこと、検察官の少

年審判への出席が認められたこと、犯罪の被害者や遺族が審判結果を知らされたり、意見陳述を行ったり、記録を閲覧したりすることなどが認められることがある。第3章は、第2章で行った少年非行問題の構築のされかたならびにこれまでの少年法改正のクレーム申し立てについての分析をふまえて、2000年に行われた少年法改正を、マスメディアによる現実の構築と新たな利害関心集団の登場に着目して考察したものである。

今回の少年法改正は、従来の試みとは異なる方法で達成された。すなわち、政治家が刑事司法のメイン領域で、初めてリーダーシップを発揮して重大な改正を行うことに成功した。いわゆる山形マツト死事件をはじめとして、警察、検察庁と法律家との間に、少年審判の制度と手続に事実認定をはじめとして問題があることがすでに共通の認識となっていたが、今回の改正は議員立法で行われたことに最大の特徴がある。

1997年に神戸で起きた連続小学生殺傷事件に対するマスメディアの集中的な報道によって、人々は少年非行が凶悪化しているという現実認識を強化させていたが、2000年春以来、豊川の主婦殺人事件、バスジャック事件など重大な少年犯罪が短期間に——総選挙期間中に——集中して起き、それらの事件が社会的注目を集めたことが改正という結果をもたらされた大きな要因といえよう。

神戸の少年犯罪以来、法執行機関の少年非行への対応の変化したことも見逃してはならない要因である。少年による殺人の検挙人員は増えてはいないが、少年法改正の前に「強盗」が急増したことは注目される必要がある。これは、従来であれば「ひったくり」を窃盗プラス傷害として立件したのに対して、一連のものとしてとらえ強盗として立件ことによる。さらに、横領の少年検挙人員が1970年の約1,000人から2000年には約35,000人へと増加したことが示しているように、警察の少年犯罪に対する取締りが強化されたことも認識される必要がある。すなわち、少年の場合、横領はそのほとんどが「占有離脱物横領」であり、その内容は、放置自転車あるいは所有者が置いたのとは別の場所に置かれていたしばしば鍵のかかっていない自転車を乗り逃げしたものであるが、これは警察官の職務質問によってはじめて検挙が可能になる種類のものである。

特異な事件といえる神戸の連続小学生殺傷事件は、少年たちの意識に影響を与えたことが考えられる。バスジャックの少年をはじめとして、神戸の少年を「尊敬」してマスメディアで大きく取り上げられることを目的として犯罪を行う少年、自らに対して神戸の少年をまねた命名をして殺人事件を起こした少年もいる。このように、単に犯罪をコピーキャットの模倣するのではなく、突出したケースにおいてではあるが、精神のメカニズム、推論過程、ボキャブラリーなどが一部の少年によって内面化されていたことは留意される必要があるだろう。

今回の改正論議を従来のそれと比較した際に、その違いが一日瞭然なのは犯罪被害者の登場である。そのことは改正の内容にも表れている。マスメディアは少年犯罪の被害者の遺族の活動を数多く報道し、世論の醸成をもたらした。それは家庭裁判所の少年審判の秘密性に対して報道の自由を掲げるマスメディアからの情報公開の利益とも一致していた。

被害者の権利が強調され、それが加害者の権利とシーソーのような構図が一般にもたれているとするならば、「加害少年」としての少年の権利の主張は、社会全体の利益に対立するかのごとくに扱われる可能性がある。権利の主張によって、成人同様に扱われることとなり、少年は保護の対象から裁判の対象へ移行していくことと思われるが、その権利は、被害者の権利の尊重のもとでむしろ制約されることも予想される。このような状況下においては、少年司法に関係した専門家にとっては、いかにして被害者の権利の尊重と充実をはかりつつ、人々の感情の冷静化をはかり、社会復帰モデルを非行少年に対するケアの中心として維持していくのが課題として掲げられることになるだろう。

#### 第4章 日本における夜間と非行行動

##### (Nighttime and Delinquent Behavior in Japan)

第2章、第3章で分析したように、凶悪化する少年非行というイメージが警察などの社会的対応の変化によってもたらされた部分が大きいのであるならば、少年非行の変化はむしろ別のところにあるのかもしれないとの問題関心に立って第4章の考察が試みられた。

少年たちの夜間の行動が活発化してきた。携帯電話の青少年への普及や24時間営業の店舗の増加をはじめとして青少年の社会環境が急速に変動するもとの、少年非行の境界と意味も変化しつつある。

過去 20 年間、日本人の睡眠時間は減少を続けている。NHK などの調査によれば、2000 年、ウィークデイでは 0 時の直前で 61% の高校生が、16 歳から 19 歳の少年の 66% が深夜 0 時にまだ起きており、その割合は増加してきた。

携帯電話に関しては、1999 年の統計では高校生の 70% が持っている。携帯電話会社間の激しい競争から新規加入が無料であることも手伝って急速に普及し、メールや通話を含めて多機能的に用いられている。

携帯電話は、少年たちに親からチェックされることなく互いに好きな時に自由にコミュニケーションする自由を得させた。携帯電話の普及によって門限も緩やかになった。親にとっては携帯電話へかけることによって子どもの無事を確認し安心できる。他方、子どもたちは、困る状況にかかってきたときには取らないで、かけなおすことによって親を安心させつつ、自分たちの活動を楽しむ自由を獲得した。

コンビニエンスストアは 1991 年には約 24,000 軒であったものが 1999 年には約 40,000 軒となり都市部では林立状態となっている。その約 60% は 24 時間営業で、顧客の多数を 16 歳から 25 歳の年齢層が占めているといわれている。ファミリーレストランも 24 時間営業で、カラオケボックス、ゲームセンターも早朝まで営業しており、少年たちの夜間の行動に魅力的な娯楽と便益を提供している。

タバコとアルコールは自動販売機やコンビニエンスストアにおいて少年によって購入されている。わが国には未成年禁煙法と未成年禁酒法がある。ただし、これらの法律は販売した者や飲ませた者を処罰する法律であり、2000 年には法律の改正が行われて罰則が強化された。しかし、現実には販売や提供が行われ、とりわけタバコは自動販売機で購入されている。

校則からの解放が進み、高校生は男女ともに茶髪、女子高校生はミニスカート、ルーズソックスの服装でほとんど注意されることはなく、通学時に化粧やピアスをし、さらに制服のままで深夜に盛り場を闊歩するのも見受けられる。

こうした少年たちの行動をもたらした要因として、情報テクノロジーの発達による個人主義化、成人と少年の境界の消滅、少年の世界の商品化、さら少年非行観の変化が考えられる。

上述したように、かつて少年の行動に多大な影響を与えていた家族や学校をはじめとする集团的権威の影響力が弱体化してきている。集団の凝集性は弱まり、暴走族でさえ、一時的でメンバーシップが明確でないものとなってきている。また、情報化の進展で少年たちは従来は立ち入ることができなかった領域へクロスオーバーすることが容易になった。

第 2 章ですでに確認されたように、少年法で家庭裁判所の少年審判に付されるべき少年として、「犯罪少年」「触法少年」「虞犯少年」が定められた。その後「不良行為少年」というカテゴリーが法執行機関によって創設されたが、不良交友・家出・深夜徘徊・不純異性交遊などをその内容とする虞犯と不良行為は、その統計が警察段階ではしばしば合計して提示されていることからみられるように、広大なグレイゾーンが両者の間に潜在していることに留意されねばならない。

従来は化粧、ピアス、髪を染めることなどは非行少年とそうでない少年とを判別するリトマス試験紙であった。現在もはやこの試験紙は使えない。

1970 年に家庭裁判所における虞犯として扱われた少年は約 5,000 人いたが、1999 年には約 800 人となった。わが国では少年非行の定義があいまい化し、少年非行とそうでない行動との境界が不明瞭になってきている。何が少年非行とみなされなくなったのかは明らかになってきたが、他方何を少年非行とみなすのかについてはまだ明確ではない状況に立ち至っているといってもよいであろう。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は日本における少年非行を「社会問題の構築」という立場から考察したものである。一般に「少年非行」といっても、それはある行為を少年非行として名指し、意味づける社会（人々）のはたらきから独立して客観的に存在するわけではない。それは少年非行として他から区別され、そうしたものとして「構築」されることによって、はじめて少年非行として存在するようになる。本論文の狙いは、日本において人々が少年非行をどのように構築し、伝え合い、法的手段を含む制裁によってこれに対処してきたのかを明治時代から今日までの歴史をたどりながら、その社

会的背景ともども明らかにしようとするものである。

こうした狙いは全編を通じて実現されているが、とくにその手法が鮮やかに展開されるのが 1980 年代の「戦後最悪」とされた少年非行の第 3 のピークなるものを分析した部分である。ここでは常識的理解は覆され、統計の解釈とレトリックによって、少年非行が構築され、原因が少年の属性に帰責されるプロセスが説得的に解明されてゆく。議論を呼んだ 2001 年 4 月 1 日よりの少年法改正をめぐる一連の動きにも、新しい視点からの解析が加えられるのである。

構築主義という一貫した立場から展開される本論文は、学術論文として高度の内容を備えているだけでなく、英語で書かれていることから、少年非行をめぐる我が国の状況と研究の進捗を海外に発信するという意味をも兼ね備えている。以上の理由から、本論文は博士（人間科学）の学位の授与にふさわしいものと判定する。